

月報私学

8

2017
Vol.236



九里学園高等学校（左上）は1901年に「九里裁縫女学校」として創立しました。その後「米沢女子高等学校」を経て、1999年に現在の校名へと変更し、男女共学となりました。「礼と謙」「協同和楽」のスローガンのもと伝統を継承しつつも、2014年より文部科学省が開始した事業であるSGH（スーパーグローバルハイスクール）のアソシエイト校としての課題研究や、最新のアクティブラーニング室（右下）を利用した21世紀型スキルを育むための授業実践などに積極的に取り組んでいます。1979年には「九里幼稚園」（右上・左下）を併設しました。

写真提供：学校法人 九里学園（山形県米沢市）

CONTENTS

- 平成29年度 学術研究振興資金贈呈式…………… 2
- 平成30年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募…………… 4
- 若手・女性研究者奨励金を創設しました／寄付金活用のご案内…………… 5
- 経営分析に役立つ！ 私学情報提供システムのご案内…………… 6
- 介護分掛金率の改定（8月実施）／お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください…………… 8
- 平成29年8月から70歳以上の高齢受給者に対する高額療養費の自己負担限度額が変わります／事務担当者用ログインページのご案内…………… 9
- 平成29年度 特定健康診査を実施します ——学校法人等のご協力をお願いします——…………… 10
- 職務上・通勤途上の疾病や交通事故等で受診するには／接骨院・整骨院の施術を受けるとき…………… 11
- 加入者貸付制度のご案内…………… 12
- 私学事業団ホームページのご案内…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成29年度 学術研究振興資金贈呈式

—学術研究振興資金53件、若手研究者奨励金42件に交付—

初夏の風もさわやかな5月12日、「平成29年度学術研究振興資金贈呈式」を、私学事業団の東京ガーデンパレスで開催いたしました。

文部科学省や経済団体などから樋口龍雄氏（学校法人東北工業大学理事長）、正木義久氏（日本経済団体連合会総務本部長）、福島晃氏（日本工業倶楽部常任理事）をはじめ20名の来賓、関係者をお招きするとともに、「学術研究振興資金」に選ばれた研究代表者53名のうち「人文・社会科学系」8名、「理工系、農学系」12名、「生物学系、医学系」19名、「若手研究者奨励金」



学術研究振興資金贈呈式

に選ばれた42名の中から33名、計72名の研究者の方々に出席いただきました。初めに、本事業団理事長 河田悌一から、これまでの日本経済団体連合会、日本工業倶楽部などの経済界や個人からの寄付に対する御礼と感謝を述べました。

そして、現在、54億1475万円になるこの基金の運用益から、本年度は採択された95件の研究に対して、9900万円の資金を贈呈する旨、報告しました（下表参照）。

学術研究振興資金を贈呈された研究者に対しては、ドイツの社会学者であるマックス・ウェーバーの言葉を引用して、次のとおり激励しました。

「学問、研究において大事なことが三つある。一つ目は体系的な研究を続けることで、深く、幅広くなことを考える。二つ目は発想力。常々いろいろなかけ。探究心を失ってはいけない。皆様方の研究をより自由な発想力で、そしてそれを深め、そして探究心を持ち続けていただきたい。」

次に、来賓を代表して文部科学省高等教育局私学部長 村田善則氏から、次のようなご祝辞をいただきました。

「我が国は、少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退などの社会の急激な変化に加え、各地での自然災害からの復興やエネルギー問題への対応など、さまざまな課題に直面している。このような状況の中で、教育及び学術研究は、まさにこれからの日本の未来を拓いていく礎である。我が国の成長を担う人材の育成、イノベーションの創出や地方創生に向けた取り組みなど、大学の果たす役割に対する期待や要望は、これまで以上に高まっている。特に、

独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を展開する私立大学は、我が国の高等教育の8割を担っており、その役割はますます重要となっている。私立大学への支援に関する予算については、国も公的な支援の充実に努め

ることが重要と考えているが、同時に、私学振興のためには、公的支援に加え、民間からのご支援の存在が重要なものと考えており、文部科学省としてもこのような寄付に対する税制上の優遇措置の充実に取り組んでいるところである。本資金は、まさにこうした民間からのご支援を代表する制度として高く評価されているものである。

本日、贈呈を受けられる皆様、この研究資金を有効に活用され、さらなる研究成果を目指し、ますます活躍されることを心より期待するとともに、この基金が一層発展し私立大学における学術研究の進展に一層貢献していくことを祈念する。」

次に、学術研究振興資金選考委員会

表 学術研究振興資金 分野別交付状況

年度 分野	平成29年度		昭和51年度からの累計	
	件数	交付額	件数	交付額
医学	19	29,100	841	2,908,180
環境科学	1	3,000	77	223,240
理学	5	13,000	275	935,710
工学	6	10,700	443	1,641,060
農学	4	8,300	133	322,400
文学	10	9,500	597	744,060
法学	1	300	68	107,420
経済学	2	900	196	239,780
家政学	2	3,000	100	223,460
体育学	1	2,000	15	29,800
教育学	2	800	184	191,170
小計	53	80,600	2,929	7,566,280
若手研究者奨励金	42	18,400	311	139,300
合計	95	99,000	3,240	7,705,580

注：「若手研究者奨励金」は平成20年度からの交付である。

審査専門委員を務めている、聖マリアンナ医科大学医学部鈴木登教授から、かつて本資金を受領した経験者として、今回交付を受ける研究者に対して、次のようなアドバイスをいただきました。

「本資金のような競争的研究資金を獲得することは、自身の研究を続けていくために重要であるが、採択されるためには研究目的や研究計画の本身とともに、研究実績も重要である。研究領域にもよるが、研究実績は世界へ向けての情報発信であるから、学術論文はぜひ、英語で執筆してほしい。その努力は競争的研究資金の獲得において必ず良い影響を与えるであろう。」

現在の研究の多くは他の研究者と共同で進めると思うが、お互いを尊重して良い関係を築くことが重要である。また、研究倫理違反や研究費の不正使用を避けることは、若手研究者の将来を守るためにも重要であり、判断に困る場合は大学の事務局に積極的に相談を持ちかけるとういである。

孤立することなく多くの人々と力を合わせて、私立大学での研究を進めていこう。

資金の贈呈を受けられる皆様においては、資金を有効に活用し、研究課題をしつかりと遂行され、社会のニーズに応えられる研究成果を出されることを期待する。」

次いで、学術研究振興資金選考委員

会委員長 只野金一氏（慶應義塾大学名誉教授）から、「平成29年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の選考経過」について、次のとおり報告がありました。

学術研究振興資金

「28年10月までに応募があったのは、計137校（大学126校、短期大学11校）であった。この資金に応募できるのは、1学校につき1件であるため、各学校とも学内選考を経たうえで申請された、いずれも優れた研究課題であった。提出された研究計画を、『人文・社会科学系』『理工系、農学系』『生物学系、医学系』の3分野に区分し、各分野6名の選考委員が、①研究目的、②研究計画、③研究の獨創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性について書類審査を実施。可能な限り多くの研究課題を採択して学術研究の活性化を支援するという本資金の趣旨のもと、学術研究振興資金選考委員会で審議を行った。

この結果、『人文・社会科学系』15件、『理工系、農学系』15件、『生物学系、医学系』23件の計53件の研究が採択された。」

若手研究者奨励金

「若手研究者奨励金は、20年度から『人文・社会科学系』『理工系、農学系』『生物学系、医学系』の3分野の研究をそれぞれ2年ごとに対象を限定

して公募してきたが、26年度からすべてを対象にして現在に至っている。

29年度は、82校からの応募があり、学術研究振興資金とは別に各分野5名の審査専門委員が書類審査を行い、将来を嘱望される若手研究者の研究ということで、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の獨創性、④研究の発展性について審査を行った。この結果、最終的に学術研究振興資金選考委員会の合議による審議を経て、44件の研究が採択され、採後2件の交付辞退があった。」

以上の報告の後、河田理事長が研究者代表者に資金贈呈書を授与しました。



河田理事長から贈呈書を授与される
東北工業大学 鈴木郁郎准教授

最後に、資金を贈呈された計95件の研究者を代表して、東北工業大学工学部の鈴木郁郎准教授が「現在、日本では、大震災の復興、少子高齢化、グローバル

化など多くの課題に直面している。私学においても、時代の要請に応えるための改革が進められており、社会のニーズに合致する学術研究が求められている。

今回の交付対象となる研究課題は、いずれも獨自性、獨創性があり、新しい時代の要請に応えることができる研究であると確信している。

この援助を賜うることに対し、現下の厳しい経済情勢の中でこの資金を支える多くの方々を胸に刻み、その責任の重さを強く感じている。これからも研究内容の充実と人材育成に努めたい。

学術研究振興基金へご寄付をいただいた経済団体や民間企業、関係各位に心から御礼を申し上げます。私たち研究者の決意をここに報告し、御礼の言葉としたい。」と、謝辞を述べられました。

その後、会場を移し、学校法人東北工業大学 樋口龍雄理事長のスピーチと乾杯の発声の後、参加者全員で懇談の会を行いました。

※交付された研究課題は、本事業団ホームページに掲載しています。

〔助成業務〕学術研究振興資金▼「学術研究振興資金 交付研究課題一覧」、又は、「学術研究振興資金（若手研究者奨励金）交付研究課題一覧」

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎03(32330)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成30年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

私学事業団では、広く一般から寄付

金を募り、「学術研究振興基金」を設けて、その運用益を「学術研究振興資金」として、大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）の優れた研究に交付しています。

公募通知、公募様式等は電子窓口から取得していただき、提出も電子窓口からとなります。郵送での提出はできません。

平成30年度の公募にかかる概要は、次のとおりです。

1 対象研究

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究で、次の①②の両方を満たす研究です。

- ① 私立大学等（研究所の研究を含みます）に所属する研究者（教職員）が2人以上で共同して行う研究であること。ただし、研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。また、研究代表者以外にもう1名、私立大学等（他法人設置でも可）に所属する研究者（非常勤教職員でも可）がいること。

- ② 30年4月1日現在で、1年以上の研究実績があること。

2 研究期間

30年4月1日から31年3月31日までの研究が対象です。

3 資金交付額

交付額は、研究にかかる対象経費（資金交付希望額+学校法人の負担額）の2分の1以内とし、人文・社会科学の研究は300万円、自然科学の研究は600万円が上限です。

また、学校法人の負担額は、資金交付希望額と同額以上が必要です。

4 継続交付

当該研究の進捗状況に応じて継続して3年間応募し、資金交付を受けることができりますが、選考は毎年改めて行います。

5 応募

私立大学等1校について、「新規」「継続」を問わず1件の応募となります。学校法人を通して応募してください。

応募の際は、学校法人の理事長及び学（校）長連名の「推薦書」が必要です。

6 研究計画書の提出期限

29年10月20日（金）

7 公募様式等

「学術研究振興資金」にかかる研究計画の公募は電子窓口のみで行い、郵送での公募は行いません。

公募通知、公募様式等は、29年8月上旬に電子窓口で配付いたします。本事業団ホームページからの様式の取得はできません。

応募に当たっては、法人の電子窓口の担当者と連携していただきますようよろしくお願いいたします。

また、応募に際しては、30年度の公募様式を電子窓口から取得して、ご使用ください。前年度以前に取得した様式を提出することはできません。

8 選考結果及び交付時期

選考結果は、30年3月上旬に当該学校法人に通知します。

また、資金の交付は、30年5月下旬を予定しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
03(3230)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

(参考) 学術研究振興資金 採択状況

区分	応募件数		採択件数		採択率		
	29年度 件	28年度 件	29年度 件	28年度 件	29年度 %	28年度 %	
新規・継続別	新規	104	109	27	30	26.0	27.5
	継続2年目	21	16	15	13	71.4	81.3
	継続3年目	12	11	11	9	91.7	81.8
学校種別	大学	126	128	53	51	42.1	39.8
	短期大学 (高等専門学校含む)	11	8	0	1	0.0	12.5
研究区分別	人文・社会科学系	38	39	15	16	39.5	41.0
	理工系、農学系	37	43	15	16	40.5	37.2
	生物学系、医学系	62	54	23	20	37.1	37.0
学術研究振興資金 合計		137	136	53	52	38.7	38.2

若手・女性研究者奨励金を創設しました

私学事業団では、私立大学等に在籍する未来を担う若手研究者や女性研究者に対し、研究に取り組む機会の創設を図るため**若手・女性研究者奨励金制度**を立ち上げました。

私立大学等は特色ある教育・研究に取り組み、多様な人材を輩出することで、我が国の発展に大いに貢献してきましたが、多様化・複雑化する社会において、持続的に発展を遂げるためには、革新力の向上が不可欠であり、この未来の担い手である多様な人材の育成を図ることが私立大学等にとって重要な課題となっています。

この若手・女性研究者奨励金は、こうした課題に対応するため、本事業団が独自で研究奨励金を交付する事業であり、**若手研究者奨励金と女性研究者奨励金**の二つの奨励金で構成されています。

このうち**若手研究者奨励金**は、私立大学に在籍する助教やポスト・ドクター等の職にある39歳以下の若手研究者を対象としております。未来の担い手となる多様な研究者の育成を図る観点から、応募者のこれまでの研究実績を重視せず、また、分野やセクション等にとらわれることなく、自らが取り組む研究課題の着眼点や独創性及び発展性等に着目して奨励金を交付する事業となっています。

また、**女性研究者奨励金**は、多様な

人材の育成を図るうえで女性研究者の一層の活躍が不可欠であるという観点から、さまざまな事情によりその能力等を十分に発揮する機会が得られなかった女性研究者の方々などからの幅広い応募を可能とするため、年齢に制限を設けないこととしています。

この奨励金の応募要件は、原則として若手研究者奨励金と同様となりますが、年齢制限を設けず、女性研究者に特化して奨励金を交付することにより、女性研究者の活躍の促進を図り、私立大学等の一層の発展に資することを目的としています。

平成30年度の「若手・女性研究者奨励金」の公募案内は、29年8月中旬に電子窓口で配付いたします。公募概要等の詳細は電子窓口から通知を取得のうえご確認ください。

なお、若手・女性研究者奨励金制度の創設に伴い、従来の若手研究者奨励金は公募を終了しますので、今後は本奨励金をご活用くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎03(6230)7316・7319

Eメール kifukin@shingaku.go.jp

寄付金活用のご案内 〜未来をつくる教育・研究のために〜

私立学校は自ら応援者を増やしていく時代です

近年における少子化等の影響により、私立学校を取り巻く経営環境は大変厳しい状況に置かれています。これからも私立学校が質の高い教育・研究活動を継続していくためには、学生生徒等の納付金収入や補助金収入等に加え、さらに収入源を自ら作り出す必要があります。それは地域や企業などとのつながりをより強化し、学外の応援者（寄付者）を増やす取り組みです。

寄付への取り組みは、収入源としてだけではなく、未来資産となり、学校経営の好循環へとつながっていくはずです。

寄付金募集は

特別なことではありません

現在、地域へ向けた公開講座や地域の方のための子育て相談など、地域連携とともに寄付金募集に取り組む私立学校が増えてきています。

寄付金は学校や園の運営をはじめ、校舎建設、教育研究設備や遊具の充実、学生への奨学金など、子どもたちの育成や研究活動の推進、地域活性化につながるさまざまな事業へ充当できます。

また、国としても各種制度で私立学校への寄付を促進しています。寄付金募集や活用は特別なことではない時代となりました。ぜひ未来をつくる子どもたちのために、寄付金募集をご検討ください。

寄付金活用のご案内リーフレットをご覧ください

寄付金活用のご案内に当たり、国の各種制度などの詳細を記載したリーフレットを作成しました。私学事業団ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

本事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼寄付金▼受配者指定寄付金▼学校法人向けリーフレット「寄付金活用のご案内」



問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎03(6230)7316・7318

Eメール kifukin@shingaku.go.jp

4. 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

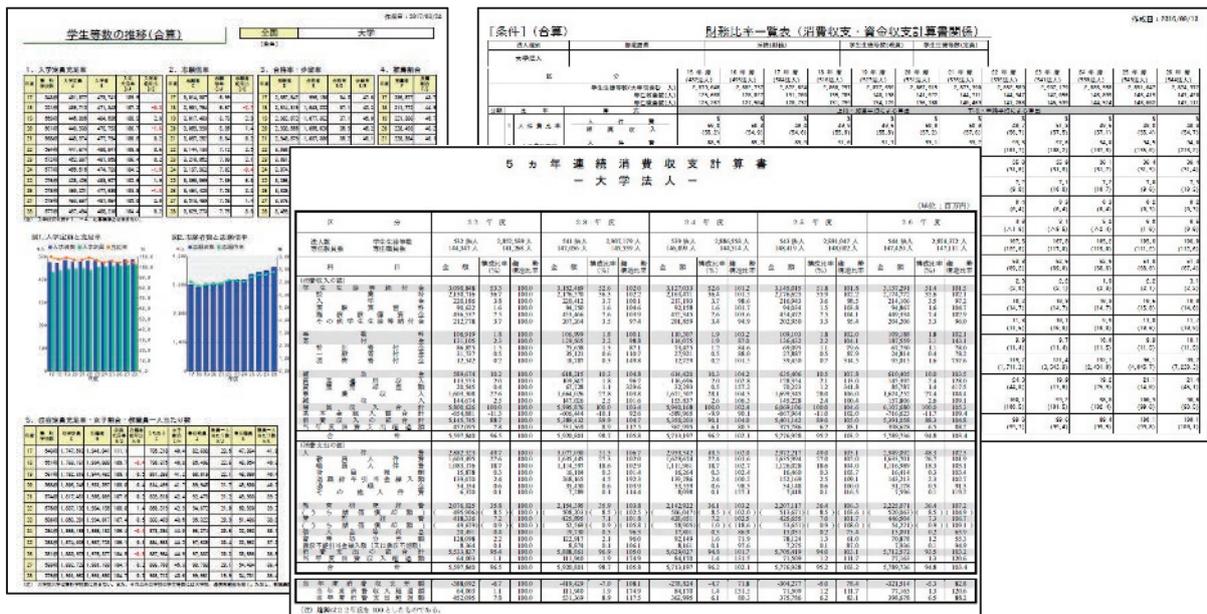
自法人、自学校のデータのほか、**都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）**などを**抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）**を出力することができます。

※他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書（消費収支計算書）、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与、教職員の年齢別平均給与（大学・短期大学のみ）、各財務比率など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です！（PDF・CSV）



<私学情報提供システム利用上のご注意>

1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証（親認証又は私学情報提供システム用の子認証）が必要となります。
 ※「学校法人基礎調査票 e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員のみのご利用をお願いいたします。また業務外での使用や権限を有さない役職員の利用はできません。
3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータについては、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、第三者へ提供することはお断りしております。
4. 操作手順の詳細は、ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。なお、ご不明な点等は右記にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 私学経営情報センター 私学情報室
 ☎ 03(3230)7846～7848
 Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務

経営分析に役立つ！ 私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

助成業務

1. 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス



電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の **学校法人ポータルサイトへ** をクリック

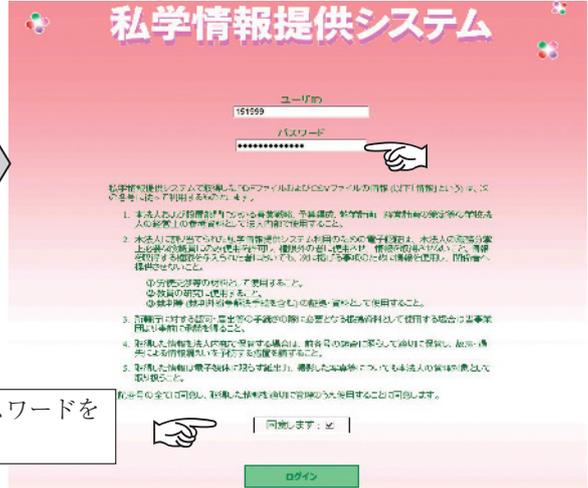


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

2. 利用するシステムを選択

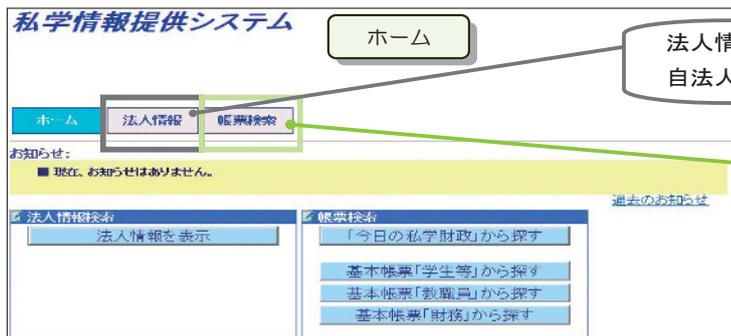


私学情報提供システム
をクリック



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック

3. 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動



法人情報：
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：
「今日の私学財政」や
各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は
「帳票検索」のいずれか
利用したい機能を選択



介護分掛金率の改定（8月実施）

企画室

介護分掛金率は平成29年8月分から1・361%に改定しました（表1参照）。

介護分掛金率の改定については、29年6月20日開催の共済運営委員会において審議・了承され、表1のとおりとなりましたのでお知らせします。

6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が公布されました。

この改正により、被用者保険間の負担の公平の観点から、介護納付金の算定をこれまでの加入者数に比例した負担（加入者割）から、総報酬額に比例した負担（総報酬割）に段階的に変更することになりました。

総報酬割を段階的に導入するのは、掛金率の急激な引き上げを配慮したものであり、29年8月から2分の1を総報酬割に、残りの2分の1を加入者割に変更することとされました。この結果、29年度に私学事業団が納付すべき介護納付金の額は、約16億6千万円の増加が見込まれるため、介護分掛金率は0・13ポイントの引き上げとなりました。

今後の総報酬割導入のスケジュールは、表2のとおりとなっています。

表1 平成29年8月分からの掛金等の率

（単位：％）

区分	短期給付等掛金率				退職等年金給付率	加入者保険料率 <軽減保険料率>	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.232	0.250	1.361	9.843	1.50	13.911[8月分] 14.265[9月分から]	25.254[8月分] 25.608[9月分から]
乙種加入者等	8.232	0.195	1.361	9.788	-	-	9.788[8月分から]
丙種加入者	-	0.195	-	0.195	1.50	13.911[8月分] 14.265[9月分から]	15.606[8月分] 15.960[9月分から]
任意継続加入者	8.232	0.125	1.361	9.718	-	-	9.718[8月分から]

注) 29年7月までの介護分掛金率は、1.231%

表2 介護納付金における総報酬割導入のスケジュール

	29年度		30年度	31年度	32年度
	～7月	8月～			
総報酬割	—	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{4}$	全面
加入者割	全面	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	—

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書等の交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9：00～17：15

共済業務課（直通）

札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えないようお願いいたします。

平成29年8月から70歳以上の高齢受給者に対する 高額療養費の自己負担限度額が変わります

業務部 短期給付課

健康保険制度の持続可能性を高め、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮したうえで、70歳以上の高齢受給者に対する高額療養費の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）が見直されます。

見直しの内容

1. 現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上の人）

外来にかかる自己負担限度額が4万4400円から5万7600円に引き上げられます。

2. 一般所得者（標準報酬月額28万円未満の人）

外来にかかる自己負担限度額が1万2000円から1万4000円に引き上げられるとともに、新たに年間（8月から翌年7月）を通じて14万4000円の限度額が設けられます。

入院については、多数回該当が設定されたうえで、自己負担限度額が4万4400円から5万7600円に引き上げられます。

実施時期

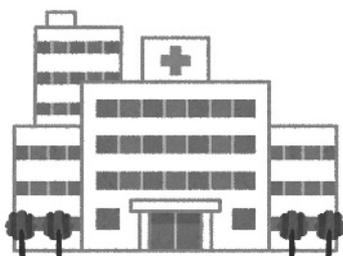
平成29年8月1日

その他

外来の自己負担の年間上限額に関する手続きなどの詳細は後日お知らせします。

また、平成30年8月に再度見直しが行われる予定ですが、内容については改めてお知らせします。

※多数回該当：直近12か月間に高額療養費が支給された月が3か月以上になった場合は、4か月目からの自己負担限度額は（ ）内の定額となります。



今回の見直しの内容

所得区分	変更前（～29年7月）		変更後（29年8月～30年7月）	
	外来（個人）	限度額（入院含む） （世帯単位）	外来（個人）	限度額（入院含む） （世帯単位）
現役並み所得者 （標準報酬月額28万円以上の人）	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当*44,400円)	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当*44,400円)
一般所得者 （標準報酬月額28万円未満の人）	12,000円	44,400円	14,000円 (年間144,000円限度)	57,600円 (多数回該当*44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	II (I以外の人) I (所得が一定基準に満たない人)	24,600円	8,000円	24,600円
		15,000円		15,000円

事務担当者用ログインページのご案内

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページの、事務担当者用ログインページをご活用ください（ユーザー名、パスワードは14頁参照）

● 共済業務スケジュール

事務担当者に手続きしていただく日常業務のスケジュールと概要を、カレンダー形式で掲載しています。また、手続きに関するQ&Aも掲載しています。

● 事務担当者の基礎知識

事務担当者に必要な基礎知識を掲載しています。

● 資格関係

磁気媒体での申請や学校法人等において発行する療養資格証明書について掲載しています。

● 年金関係

高齢・退職の年金の請求案内を掲載しています。

● 福祉事業関係

特定健康診査・特定保健指導に関する情報や貸付け償還額の試算表を掲載しています。

● 私学共済制度の刊行物

事務の手引、事務担当者連絡会テキストなど、事務担当者向けの刊行物を掲載しています。

● 私学共済制度の沿革

昭和29年1月1日私学共済制度発足当時の沿革を掲載しています。

平成29年度 特定健康診査を実施します

学校法人等のご協力をお願いします

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、6月下旬に学校法人等へご案内をしています。

加入者の特定健康診査は、学校法人等で行う定期健診結果を活用することとなっているため、学校法人等からの健診結果データの提出をお願いします。

また、被扶養者については送付した受診券により健診を受けていただくようお願いいたします。

特定健診・保健指導も10年目を迎え、目標実施率達成に向けて、医療保険者への期待も増しており、全保険者の実施率が平成29年度実績より公表されることになっていきます。また、後期高齢者支援金の加算制度もより厳しく見直されることとなります。つきましては、今後ともさらなるご協力をお願いします。

特定健診・特定保健指導の学内での周知には、実施のご案内に同封しているポスターもご活用下さい。

健診結果データの作成・提出

加入者の健診結果データについては、6月下旬に対象校へ送付したガイドブック（特定健診・特定保健指導元気が이드事務担当者用）を参考に、作成し提出してください。

表

必須項目	
健診実施年月日 (①)	
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪(TG)
肝機能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)
血糖	空腹時血糖値又はHbA1c(②)
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
質問票 (③)	「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪も含みます)」それぞれを下げる薬の使用の有無
	喫煙の有無

提出時の必須項目の確認

健診結果データに不備・不足があると保健指導の判定処理ができません。右表の必須項目に漏れがないよう確認してください。

例年、特に不備が目立つ項目は次の①～③のとおりです。

① 健診実施年月日

特定健康診査に代えることができる定期健診結果は当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が29年度中(29年4月1日～30年3月31日)であることを必ず確認してください。

② 空腹時血糖値又はHbA1c

空腹時血糖の値は必須項目です。随時血糖の値で提出される学校法人等が多く見受けられます。血糖値の測定に際しては、定期健診を実施する健診機関に確認し、空腹時血糖の測定が難しい場合はHbA1cを必ず記入してください。

③ 質問票

特定健康診査では、健診結果のほか「質問(問診)項目として「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪も含みます)」をそれぞれ下げる薬の使用の有無及び喫煙の有無の回答が必須となります。学校法人等で行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、質問票の必要項目となっている薬の使用の有無及び喫煙の有無を含めた健診結果を作成依頼してください。

健診結果データチェック機能の活用

私学共済ホームページに掲載している「健診結果データチェック機能」を使用することにより、不備のない健診結果データ(Excel・XML・CSV)の作成ができます。ぜひ活用してください。

「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をご活用ください

操作手順



メタポキング

- 1 私学共済ホームページ「事務担当者用ログインページ」▼「福祉事業関係」▼「特定健診・特定保健指導」から「健診結果データチェック機能」を選択し「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。
 - 2 「健診結果・質問票項目」シートに対象者の健診結果を入力してください。
 - 3 健診結果入力後「メニュー」シートの「健診結果データチェック実行」ボタンを押し、入力した健診結果データのチェックを実行してください。
 - 4 入力した健診結果データに不備がある場合、エラー表示が出ます。「エラーログ」シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、再度前項3の要領で、データチェックを実行してください。
 - 5 入力した健診結果に不備がなければ「メニュー」シートの「提出データ等出力」ボタンを押し、FD・CD・Rなどの磁気媒体に健診結果データを保存してください。
- ◎保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

職務上・通勤途上の疾病や交通事故等で受診するには
業務部 短期給付課

加入者や被扶養者（以下「加入者等」といいます）が交通事故などにより第三者（相手方）からケガをさせられた場合でも、その事故が職務上や通勤途上の災害でなければ、原則、加入者証や被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を使って保険診療を受けることができます。

しかしこの場合の治療費などは、本来相手方が負担すべきものを、私学事業団が一時的に立て替え払いし、後日、相手方（相手方が加入している自賠責保険など）に請求することとなりますので、保険診療を受ける際には必ず事業団に連絡して届け出てください。

ただし、職務上や通勤途上の災害の場合には、労働者災害補償保険法の適用となり加入者証等は使えません。その場合は、受診の際に職務上や通勤途上の災害であることを伝えて、後日学校法人等を通して所轄の労働基準監督署に届け出てください。

誤って加入者証等を使用した時は、遡って本事業団に治療費を返還するなどの手続きが必要となりますので、必ず本事業団まで連絡してください。

警察への届け出は「人身事故」扱いで

道路交通法による事故届けには「人身事故」と「物件事故」がありますが、必ず「人身事故」で届け出てください。「物件事故」では負傷はなかったとみなされ、自賠責保険が支払われなこともあります。

示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、示談が成立すれば、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、加入者等に対して治療費の返還を求められることがありますので、「私学事業団が一時立て替えた保険診療分は私学事業団から請求があり次第、責任をもって加害者が弁償する」旨を示談書に明記するようにお願いします。

このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなる場合がありますので、必ず報告してください。

- ・ 加入者等が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・ 駐停車中の車に対する追突事故
- ・ 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・ 他人の飼い犬に咬まれた等のケガ
- ・ スキー滑走中の衝突事故
- ・ けんかや暴行によるケガ

接骨院・整骨院の施術を受けるとき
業務部 短期給付課

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険診療の扱いで療養費の支給対象となるのは、次の傷病に限られます。

支給対象となる傷病

- ・ 急性など外傷による打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
 - ・ 骨折・脱臼の施術は応急手当のみで応急処置後の施術には医師の同意が必要です。
- 支給対象とならない傷病**
- ・ 単なる肩こり
 - ・ スポーツ等による筋肉疲労
 - ・ 病気（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
 - ・ 単なるマッサージ代わりの利用など

施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険扱いの療養費支給対象となるのは一部の施術のみです。私学事業団では、施術内容が療養費の支給範囲かどうか確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容の等の照会を行っています。照会状況（個別に封入されています）を学校法人等に送付しますので、該当の加入者に配付をお願いします。

照会内容

- ・ 施術した負傷の原因
- ・ 通院期間
- ・ 施術した部位 など

照会の回答方法

施術内容の照会を受け取った加入者は、施術を受けたときのご自身の記憶や施術を受けたところで交付された施術日の領収書などからわかる範囲で記入すれば結構です。記憶が曖昧な箇所は無理に記入せず、「曖昧である」旨をその箇所に記入してください。

記入した回答書は、同封されている返信用封筒で返信してください。

宛て先は本事業団の委託先となります（平成29年度は株式会社オークス）。

よくある問い合わせ

Q 施術内容の照会文を受け取りましたが、何のために回答するのですか。

A 接骨院・整骨院で保険適用となる施術は限られているため、保険適用でない施術が含まれていないかを確認し、保険診療の適正化を図ることが目的です。接骨院や整骨院の受診を制限するものではありません。

Q たびたび照会があり、疑われているようで迷惑です。また、煩雑なので、回答しなくてもよいですか？

A 回答は任意ですが、保険給付の適正化のためにご協力をお願いします。

加入者貸付制度のご案内

福祉部
貸付課

加入者の皆さんが毎日生活するうえで、臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付があります。

一般

車の購入など、臨時の資金に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分
(最高200万円)
- ▶ 生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。

教育

入学費用・授業料に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額12か月分
(最高500万円)
- ▶ おおむね1学年以内に必要とする教育資金が対象となります。

結婚

結婚費用に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分
(最高200万円)
- ▶ 婚姻日の前後6か月以内に申し込みをしてください。

住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

- ▶ 貸付金額
申し込み時点での
退職手当金額+上乗せ額
(最高2000万円)
- ▶ 半年払償還(1月・7月)を併用することができます。
- ▶ 申し込みの際に、団体信用生命保険(*)に任意加入できます。

災害

非常災害時に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分
(最高200万円)
- ▶ 災害発生日以後、6か月以内にお申し込みください(激甚災害を除きます)。

医療

5日間以上の入院に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分
(最高120万円)
- ▶ 入院後6か月以内に申し込みをしてください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り受けている加入者が償還途中で死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

貸付共通事項

1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

*住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- 加入者の資格を喪失したときは、全額返済(即時償還)しなければなりません。
- 加入者貸付は在職中の加入者が対象となるため、任意継続加入者は申し込みの対象となりません。

2 貸付けの利率

変動金利 年2.26%(平成29年8月1日現在) *災害貸付は年2.00%

3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
(毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っていきます)
- 貸付金額、償還回数は私学共済ホームページをご覧ください。

4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が報酬等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。

詳しくは、
私学共済ホームページ
〔福祉事業▶加入者貸付▶
貸付けを受ける〕を
ご覧ください。

私学事業団ホームページのご案内

私学事業団ホームページでは、「助成業務」「共済業務」に関するさまざまな情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

私学事業団ホームページ <http://www.shigaku.go.jp/>

The screenshot shows the main homepage with several callout boxes:

- 広報誌・刊行物一覧**: 広報誌のバックナンバーや刊行物を見ることができます。
- 私立学校寄付金ポータルサイト**: 私立学校の寄付募集に関する情報をまとめたサイトです。
- 大学ポートレート(私学版)**: 私立大学・短期大学のさまざまな特色や取り組みを検索できるサイトです。
- 災害への対応**: 助成業務・共済業務ごとに、災害に遭った場合の対応について掲載しています。

助成業務のご案内

助成業務に関するさまざまな情報を掲載しています。

The screenshot shows the '助成業務のご案内' page with a table of updates:

更新情報	更新日時	内容
融資	2017.07.12	私立全別表(平成28年7月12日現在)を掲載しました。
寄付金	2017.07.03	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。
経営支援	2017.06.12	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。
寄付金	2017.06.09	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。
寄付金	2017.06.01	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。
学術研究振興資金	2017.06.01	学術研究振興資金 寄付事業一覧を更新しました。
助成金	2017.05.18	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。
融資	2017.05.17	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。
各種申請用紙等のダウンロード	2017.05.16	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。
寄付金	2017.05.01	私立全別表寄付金 寄付事業一覧を更新しました。

共済業務のご案内

私学共済制度に関するさまざまな情報を掲載しています。

The screenshot shows the '私学共済事業' page with various sections for insurance services.



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

標準報酬基礎届の提出はお済みですか

平成29年の「標準報酬基礎届書」の提出期限(29年7月10日)が過ぎています。まだ提出していない場合は、至急提出をお願いします。

【業務部 資格課】

加入者証・加入者被扶養者証の回収と返納

加入者が資格喪失したときや被扶養者を取り消したときは、必ず無効となった加入者証や加入者被扶養者証を回収して、私学事業団に返納してください。

返納が確認できないときは、「加入者証等回収調査票」を所属していた学校法人等に送付しますので、回答をお願いします。

【業務部 資格課】

平成29年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月21日(金) 東京ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

【平成29年度議題】

- (1) 私学事業団(共済事業)の現況及び事業計画の概要について
- (2) 都道府県補助金について
- (3) 事務委嘱規程について
- (4) 私学事業団からの業務連絡等について
- (5) その他

【総務部 総務課】

特定健診結果と情報誌「QUPiO(クピオ)」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した情報誌「QUPiO」を順次送付します。特定保健指導の該当者には保健指導の利用券とガイドブックを同封しますので、加入者への配付をお願いします。

なお、「QUPiO」にはWeb版(パソコン・スマートフォン)も用意しています。冊子版最終ページに記載されている専用のログインID・パスワードでログインすれば健康情報を入力できますので、ぜひ活用してください。

【福祉部 保健課】

ルクセンブルクとの社会保障協定が発効されました

平成29年8月1日に日本とルクセンブルク両国の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が発効されました。手続きについては、直接私学事業団までお問い合わせください。

※社会保障協定の内容については、日本年金機構ホームページ〔社会保障協定〕(<http://www.nenkin.go.jp/>)を参照してください。

【業務部 資格課 年金部 年金第一課】

加入者向広報「レター」9月号等を発送します

加入者向広報「レター」9月号等を8月下旬から学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は7月末現在の加入者数となります。詳しくは送付状を確認してください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者宛てには9月下旬に発送します。

【広報相談センター 広報班】

8月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 7月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 9月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金等 7月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	掛金等 7月分納付期限 貸付 9月22日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 8月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り



私学振興事業本部
〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成29年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座**にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（事業団の口座に入金された日）までの期間について、**遅延損害金が発生します**のでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

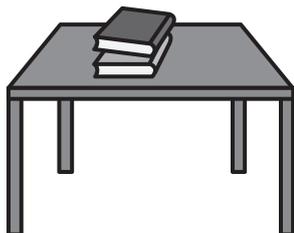
- ①「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「**電信払い**」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の**法人番号と法人名を通信欄**に入力して、お振り込みください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「**学校法人単位**」で一括してお振り込みください。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金に係る元金・利息のご返済（平成29年9月）〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp



(1)「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など、私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただきます。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討の際などにご活用ください。

(2)平成28年度版『今日の私学財政』（幼稚園・特別支援学校編）及び（専修学校・各種学校編）の送付時期について

例年、学校法人基礎調査等にご協力いただいた学校法人にお送りしています『今日の私学財政』（幼稚園・特別支援学校編）及び（専修学校・各種学校編）の平成28年度版については、学校法人会計基準改正に伴う対応のため、10月下旬頃の発送を予定しています。

(3)私学事業団の刊行物案内 『今日の私学財政』

- ◆『平成28年度版 大学・短期大学編』（冊子+CD）
平成29年1月刊行 A4版665項 8,100円（税込み）
- ◆『平成28年度版 高等学校・中学校・小学校編』（CD）
平成29年2月刊行 2,300円（税込み）

《データの一部誤りについて》

小学校部門の度数分布表（P61～135）に一部誤りがありました。詳しくは私学事業団ホームページの刊行物案内に掲載されている正誤表をご覧ください。

- ◆『平成27年度版 幼稚園・特別支援学校編』
平成28年8月刊行 A4版163項 2,000円（税込み）
- ◆『平成27年度版 専修学校・各種学校編』
平成28年8月刊行 A4版188項 2,000円（税込み）

【(1)(2)(3)私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
<http://www.shigakukyosai.jp/>



〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)
 (地下鉄「福岡空港」駅・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-fukuoka.com/>

<観光タクシーで行く> 博多まち巡りコース宿泊プラン

賑やかな博多駅周辺にありながら、昔ながらの神社仏閣が広がっているのも博多のまちの魅力。そんな魅力溢れるまちの象徴として建てられたのが、「博多千年門」。
 ここをくぐれば、しばし中世博多へタイムスリップ。博多っ子にはなくてはならない存在、「櫛田神社」など歴史に詳しい観光タクシードライバーがツアーガイドをします。



東長寺 日本一の木造大仏 (写真提供: 福岡市)

【3時間コース】

福岡ガーデンパレス～水鏡天満宮～櫛田神社・博多町家ふるさと館・はかた伝統工芸館～龍宮寺～東長寺～承天寺(博多千年門)～濡衣塚(車窓)～福岡ガーデンパレス

1泊朝食付(1名1室/1名様) **11,300円**

取扱期間:平成30年3月31日まで(年末年始を除きます)
 *上記料金はタクシーに2名乗車時のものです。同乗する人数により金額が異なります。
 詳細はお問い合わせください。



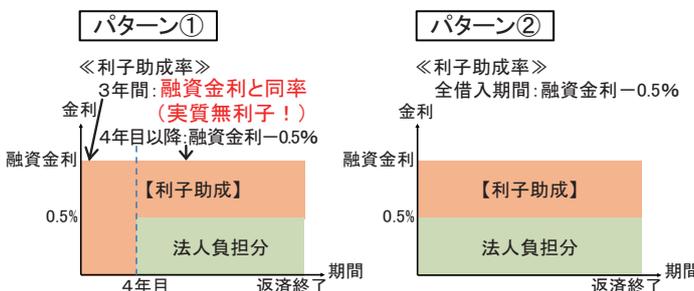
博多千年門 (写真提供: 福岡市)

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。



■ 主な事業と融資金利 (平成29年8月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.60	年% 0.31	年% 0.41
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.70	0.41	—
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp